

分類	施策等の名称	施策の概要	施策の実施状況	予算額(円)	執行額(円)
市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策	住工共生相隣環境対策支援補助金	住宅側から申し立てられた騒音や振動の苦情について工場が実施する建築物、設備等の改善対策に補助金を交付した。 【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】300万円	補助金交付件数:2件 (内訳) ・近隣からの振動(工場内での鍛造作業による振動)苦情に対する改善対策を実施 ・近隣からの騒音(プレス加工時に発生される騒音)苦情に対する改善対策を実施	15,000,000	6,000,000
	住工共生コミュニティ活動支援補助金	工場への理解を深めてもらうためにモノづくり企業等が主体となり、近隣地域住民等を対象に実施するイベント等に補助金を交付した。 【補助率】対象経費の1/2 【補助上限額】10万円	補助金交付件数:1件 (内訳) ・地域住民との交流を目的とした焼きそばパーティーの開催	300,000	18,000
住工混在の緩やかな解消に資する施策	住宅建築にかかるルール	モノづくり推進地域(※1)内において住宅を建築するときに、建築主が、市との協議や周辺の工場へ事前説明等の手続きを行った。  (※1)モノづくり推進地域 工場の集積を維持する地域として住工共生のまちづくり条例に基づき指定している地域。(市内工業地域全域と準工業地域91%を指定)	・条例に基づく建築主の住宅建築時の手続き等協議:139件	-	-
	工場移転支援補助金	住工混在を解消するために、工業系地域(※2)以外の地域から工業系地域へ工場を移転する場合に補助金を交付した。 【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】500万円 【補助対象経費】機械設備の移転にかかる費用  (※2)工業系地域 工業専用地域・モノづくり推進地域	補助金交付件数:5件 (内訳) ・第1種中高層住居専用地域にあった工場を準工業地域に移転 ・第1種住居地域にあった工場を準工業地域に移転 ・第1種住居地域にあった工場を準工業地域に移転 ・第2種住居地域にあった工場を工業地域に移転 ・第2種住居地域にあった工場を準工業地域に移転	15,000,000	18,472,000
	高井田中一丁目地区への地区計画の策定にむけた手続き	住工の混在が進んでいる高井田地区において、住工が調和して共存するモノづくりのまちの形成を図るため、地区計画(※3)の策定にむけた手続きを実施した。  (※3)地区計画 地区の住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めることができる制度	<地区計画策定にむけた手続きの内容> 素案の作成、地元説明会の開催、大阪府との協議、案の縦覧、東大阪市都市計画審議会への付議、都市計画決定、建築基準法に基づく条例の制定など地区計画策定に必要な手続きを行った。 (平成29年4月1日より以下のルールの効力が発生)  <高井田中一丁目地区のまちづくりのルール> ・住工が調和した環境を構築しながら、工場の跡地や低未利用地は工場になるよう、工場を誘致する。 ・住工が調和して共存する地区にふさわしくない次のような施設の立地を制限する。 ・安心して居住し操業できるよう、大きな騒音や振動を発生させるなど環境を著しく悪化させるおそれのある工場を建設する際は、一定の基準を満たすようにする。 ・工場を集積する街区では、安心して操業できるよう、住宅やマンション等の立地を制限する。 ・居住し操業するうえで必要な日照等を確保するため、建物の高さを制限する。 ・沿道の緑化や建詰まりの防止など、うるおいやゆとりが感じられる環境をつくる。 ・永く住み続けられるよう良質な住宅を誘導する。	-	-
モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策	モノづくり立地促進補助金	市内の工業専用地域・モノづくり推進地域内で事業者が新たに一定面積以上の工場を立地(新築・建替・増築・取得)した場合に、土地及び工場の固定資産税、都市計画税の一定割合を補助金として交付した。 【補助期間】5年間(平成28年度より3年間から5年間に拡充をした) 【面積要件】工業専用地域:延床面積1,000㎡以上 モノづくり推進地域:延床面積500㎡以上	補助金交付件数:10件 (内訳) ・モノづくり推進地域内に工場を新築:9件 ・モノづくり推進地域内の工場を取得:1件	27,455,000	27,274,000
	事業用地継承支援対策補助金	モノづくり推進地域において新たな住宅開発を抑制するため、既存の一定面積以上の製造業事業用地を、引き続き製造業の事業用地として売却し工場が新築された場合、もとの土地所有者に対して補助金を交付した。 【補助率】売買契約金額の3%以内 【補助限度額】500万円 【面積要件】売却する土地の面積:敷地面積250㎡以上 立地する工場の面積:延床面積500㎡以上	補助金交付件数:0件	5,000,000	0
	川田四丁目、水走五丁目地区への特別用途地区の指定に向けた手続き	川田四丁目、水走五丁目地区において、魅力的な工業機能の保全を図るため、特別用途地区(※4)の指定にむけた手続きを実施した。  (※4)特別用途地区 地域的な特別の目的から、用途地域と重ね合わせて指定することにより土地利用の増進、環境の保護などを図り、用途地域による用途制限を強化または緩和することができる制度	<特別用途地区指定にむけた手続きの内容> 素案の作成、地元説明会の開催、大阪府との協議、案の縦覧、東大阪市都市計画審議会への付議、都市計画決定、建築基準法に基づく条例の制定など特別用途地区の指定に必要な手続きを行った。 (平成29年4月1日より以下の用途制限の効力が発生)  <川田四丁目、水走五丁目地区の用途制限> ・住工が混在するのを未然に防止するため、住宅やマンション等の立地を制限する。 ・地区内に関係のない車や人が多く入ってこないよう、大規模な店舗や遊戯施設等の立地を制限する。	-	-
その他住工共生のまちづくりに資する施策	住工共生まちづくり活動支援補助金	住工共生のまちづくり条例に基づき認定された「住工共生まちづくり協議会」が実施する事業に対して補助金を交付した。 【予算額】100千円(100千円×1件) 【補助率】対象経費の1/3 【補助限度額】100千円 【補助期間】1協議会あたり最長3年間	補助金交付件数:1件 (平成29年3月31日現在で認定された「住工共生まちづくり協議会」は高井田まちづくり協議会の1団体) (内訳) ・高井田まちづくり協議会にて、優れた中小企業・町工場のモノづくりの達人のもとを学生が訪ね、インタビューや職業体験を行う「高井田モノづくり体験塾」を実施。	100,000	54,000
	住工共生まちづくり審議会開催経費	住工共生のまちづくり条例第19条に規定された住工共生まちづくり審議会の開催した。  ※住工共生まちづくり審議会では、次に掲げる事項を審議し、市長に意見を述べることができます。 (1)この条例の改廃に関する事。 (2)この条例に基づく住工共生のまちづくりの推進に関する取組みに関する事。 (3)モノづくり推進地域の指定及び指定の解除に関する事。 (4)その他住工共生のまちづくりの推進に関する重要な事項に関する事。	住工共生まちづくり審議会を2回開催。 (内訳) 第1回:都市計画法に基づく制度の活用について審議 第2回:住工共生推進のための支援施策等について審議	216,000	96,000